

事業協同組合連合会の団体協約の締結に係るあっせん又は調停

【審査基準】

中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の該当性の判断は、中小企業等協同組合法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成11年4月19日付平成11・03・31企第3号通商産業大臣通知）第1の1の（1）による。

（当該通商産業大臣通知は、経済通商総室で閲覧できます。）